（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三の項下欄第二号中「第九条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第三条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第六号から第十一号まで」を「第十号から第十六号まで」に改め、同条第一号中「昭和五十四年政令第二百六十七号」の下に「。以下「省エネルギー令」という。」を加え、同条第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、「第五十四条第二項」を「第百一条第二項」に改め、同条第三号中「第六十一条第二項」を「第百九条第二項」に改め、同条中第十二号を第十六号とし、第六号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、同条第五号中「第七十一条第三項」を「第百三十九条第三項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「第六十八条第二項」を「第百二十五条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　省エネルギー法第百三十条第二項第二号に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（第八条第三項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）であって、輸送能力の合計（省エネルギー令第十五条第一項で定める輸送能力の合計をいう。次号において同じ。）が三百両以上であるもの

八　省エネルギー法第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（第八条第八項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であって、輸送能力の合計が三百両以上であるもの

第五条第三号の次に次の二号を加える。

四　省エネルギー法第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主（第八条第四項において単に「認定管理統括荷主」という。）であって、貨物輸送事業者（省エネルギー法第九十九条第一項に規定する貨物輸送事業者をいう。次号において同じ。）に輸送させる貨物の年度の輸送量（省エネルギー令第十二条第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量をいう。同号において同じ。）が三千万トンキロ以上であるもの

五　省エネルギー法第百十三条第二項第二号に規定する管理関係荷主（第八条第七項において単に「管理関係荷主」という。）であって、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が三千万トンキロ以上であるもの

第六条第二号中「前条第六号」を「前条第十号」に改め、同条第三号中「前条第七号」を「前条第十一号」に改め、同条第四号中「前条第八号」を「前条第十二号」に改め、同条第五号中「前条第九号」を「前条第十三号」に改め、同条第六号中「前条第十号」を「前条第十四号」に改め、同条第七号中「前条第十一号」を「前条第十五号」に改め、同条第八号中「前条第十二号」を「前条第十六号」に改める。

第七条第一号ロ中「第四号」を「第八号」に改め、同号ハ中「第五条第五号」を「第五条第九号」に改める。

第八条第一項中「法第三十四条」を「法第三十四条第一項」に、「省エネルギー法第十五条第一項（省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第二十七条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する」に改め、「部分」の下に「（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る部分に限る。）」を加え、同項の表第二十八条第一項の項第二号の項及び第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を次のように改める。

第二十八条第二項第二号	当該報告に係る事項（当該事項	同条第一項
		前条第一項
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	事業所管大臣が所管する事業	当該事業所管大臣
		同法第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項に規定する主務大臣

第八条第二項中「法第三十四条」を「法第三十四条第一項」に、「省エネルギー法第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」に改め、「部分」の下に「（認定管理統括事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）」を加え、同項の表第二十八条第一項の項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に、「第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）」を「第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」に、「事項及び」を「事項（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び」に改め、同表第二十八条第二項第二号の項及び第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を次のように改める。

第二十八条第二項第二号	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告に係る事項（認定管理統括事業者にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項	前条第一項
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	事業所管大臣が所管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告に係る
	当該事業所管大臣	同法第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項に規定する主務大臣

第二十八条第二項第二号

当該報告に係る事項（当該事項	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告に係る事項（認定管理統括事業者にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項
同条第一項	前条第一項

第二十九条第二項及び第三十二条第四項

事業所管大臣が所管する事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告に係る
当該事業所管大臣	同法第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項に規定する主務大臣